

令和6年度4月入学

新潟大学大学院医歯学総合研究科
口腔生命福祉学専攻【博士前期課程】
〈第2次募集〉

学 生 募 集 要 項

〔 一 般 選 拔 〕
〔 社 会 人 特 別 選 拔 〕

新潟大学大学院医歯学総合研究科

○入試日程

資格審査確認期限（該当者のみ）	令和5年12月15日（金）【必着】
出願期間	令和6年1月9日（火）～1月11日（木）【必着】
試験日	令和6年2月7日（水）
合格発表	令和6年3月8日（金）
入学手続期間	令和6年3月14日（木）～3月18日（月）

新潟大学志願者への入学検定料免除について

新潟大学では、災害等の被災者の経済的負担を軽減し、進学機会の確保を図るため、入学検定料免除の特別措置を行います。

免除の対象となる災害及び被災地域など、免除に関する詳細については、本学ホームページ「受験生特設サイト」をご覧ください。

受験生特設サイト：<https://www.niigata-u.ac.jp/examinee/>



※本募集要項の内容に変更が生じた場合は、下記ホームページにて周知しますので、出願前や受験前は特にご注意願います。

<https://www.dent.niigata-u.ac.jp/admissions/graduateschool/ohw-master/requirements/>



※「本学の入学試験における感染症対策について」は下記ホームページにて最新情報を随時更新しています。出願前や受験前は必ずご確認ください。

https://www.niigata-u.ac.jp/admissions/graduate/gr_covid_19/



※障がいをお持ちの方は令和5年12月15日（金）までに下記問合せ先へ電話にて相談願います。

問合せ先

〒951-8514 新潟市中央区学校町通2番町 5274 番地

新潟大学歯学部学務係

電話 (025)227-2798・2799

目 次

I. 令和6年度入学試験	3
II. 新潟大学大学院医歯学総合研究科口腔生命福祉学専攻（博士前期課程）入学案内	11
III. 授業科目の概要	13

医歯学総合研究科口腔生命福祉学専攻（博士前期課程の）アドミッション・ポリシー

(1) 入学者に求める資質・能力（求める学生像）

口腔保健福祉分野に従事する専門家として求められる基本的な教養とコミュニケーション能力などの資質とともに、専門科目の履修に必要な基礎学力を有した上で、生命科学一般及び保健医療福祉に関する基本的理解に立脚した、専門分野への深い関心と高い目的意識を持ち合わせた学生を求める。

(2) 選抜方法

口腔を中心とした生命医療科学と実践的な社会福祉学領域に対する高い目的意識と理解を持ち、研究に必要な語学力を有する人を選抜する。

一般選抜個別学力検査では、研究に必要な語学力については筆記試験（「英語」試験）にて、また口腔保健福祉学領域に対する関心・目的意識および知識・理解については口述試験により評価している。

「英語」試験では英文読解および和文記述力とともに、口腔保健福祉学領域に関する基礎的理解度を問う問題としている。口述試験では口腔保健福祉学に関する専門知識と技能に関する口頭試問試験を行うとともに、目的意識・意欲、コミュニケーション力および主体性・協調性を総合的に評価している。

社会人特別選抜個別学力検査では、口述試験による口腔保健福祉学に関する専門知識と技能に関する口頭試問試験と合わせ、英論文を提示し、英語読解力を評価している。あわせて、目的意識・意欲、コミュニケーション力および主体性・協調性を総合的に評価している。

I. 令和6年度入学試験

○令和6年4月入学 新潟大学大学院医歯学総合研究科口腔生命福祉学専攻（博士前期課程）の学生を、次のとおり募集します。

1. 専攻及び募集人員

口腔生命福祉学専攻（博士前期課程） 6人

募集人員の中には、一般選抜及び社会人特別選抜を含みます。

2. 出願資格

次の各号のいずれかに該当する者

なお、社会人特別選抜に該当する者とは、原則として入学時に保健医療福祉施設、教育研究機関、行政機関等において、3年以上相当の保健医療福祉に関する実務経験（通算可）を有する者で、次の各号のいずれかに該当し、入学後もその身分を継続するものとする。

また、社会人特別選抜に関して不明な点がある場合は「3. 出願資格の確認(6)提出先」に問い合わせてください。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に定める大学（修業年限4年以上）を卒業した者及び令和6年3月までに卒業見込みの者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者及び令和6年3月までに授与される見込みの者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者及び令和6年3月までに修了見込みの者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより、当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者及び令和6年3月までに修了見込みの者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び令和6年3月までに修了見込みの者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者及び令和6年3月までに授与される見込みの者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び令和6年3月までに修了見込みの者

- (8) 文部科学大臣の指定した者（昭和 28 年文部省告示第 5 号）
- (9) 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に本学の歯学総合研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- (10) 令和 6 年 3 月 31 日までに学校教育法第 83 条に定める大学に 3 年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、本研究科が定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- (11) 本研究科において、個別の入学資格審査により、第 1 号に定める者と同等以上の学力があると認めた者で、令和 6 年 3 月 31 日までに 22 歳に達するもの

(注 1) 出願資格の(3), (4)及び(9)～(11)のいずれかに該当する者は、個別に資格確認又は審査を行うので、「3. 出願資格の確認」を参照の上、資格審査申請期限までに申請書類を提出してください。

(注 2) 出願資格(6)に該当する者は、新潟大学歯学部学務係（(025) 227-2799）へ問い合わせの上、同様の指示する書類を提出してください。

3. 出願資格の確認

「2. 出願資格の(3), (4)及び(9)～(11)」のいずれかに該当する者については、次により出願資格の確認を受けてから出願してください。

(1) 提出書類等

次ページ以降の「各出願資格について」を参照してください。

なお、外国語で作成された書類には、日本語の訳文を必ず添付してください。

(2) 提出方法

出願資格の審査書類は、持参（午前 8 時 30 分から午後 5 時までの、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）又は、郵送により送付してください。

(3) 提出期限

令和 5 年 12 月 15 日(金) 【必着】

(4) 出願資格審査

出願資格審査については、提出された申請書類により行います。

(5) 出願資格審査結果の通知

出願資格審査の結果は、出願期間開始前までに、本人あて郵送により通知します。出願資格を認定された申請者は、出願手続を行ってください。

(6) 提出先

〒951-8514 新潟市中央区学校町通2番町 5274 番地
新潟大学歯学部学務係
電話 (025)227-2798・2799

○各出願資格について

資格審査に必要な書類は、該当する資格によって異なります。

書類の所定の様式については、新潟大学歯学部・大学院医歯学総合研究科（歯学系）のホームページ (<https://www.dent.niigata-u.ac.jp>) に掲載されているので、各自で印刷して使用してください。

・出願資格(3)(4)により、出願する場合

提出書類等	摘 要
① 出願資格認定申請書	ホームページ掲載の所定の様式を印刷の上、使用してください。
② 卒業（修了）証明書又は 卒業（修了）見込証明書	最終出身大学の学長（学部長）が発行したものを提出してください。
③ 成績証明書	
④ 研究業績調書及び 研究経過報告書	大学等卒業（修了）後に医療機関、研究機関等における業績・研究等がある場合は、ホームページ掲載の所定の様式を印刷の上、詳細に記入してください。
⑤ 在留カードの写し又はパスポートの写し（外国人留学生特別入試出願者のみ）	在留カードの写し（表裏両面）を提出してください。ただし、渡日前等により提出できない場合はパスポートの写し（氏名等が記載されているページ）を提出してください。
⑥ 返信用封筒	市販の長形3号封筒に申請者の郵便番号、住所、氏名を明記し、郵便切手354円分を貼付してください。

※1 ②、③については、原本を提出し、必ず和文訳を添付してください。

※2 ⑥について、郵便料金が改定となった場合は、改定後の料金分の切手を貼ってください。

・出願資格(9)により、出願する場合

提出書類等	摘 要
① 出願資格認定申請書	ホームページ掲載の所定の様式を印刷の上、使用してください。
② 成績証明書	出身大学の学長（学部長）及び在学大学院の研究科長が発行したものを提出してください。
③ 在学証明書	在学大学院の研究科長が発行したものを提出してください。 なお、本学大学院在学者は不要です。
④ 返信用封筒	市販の長形3号封筒に申請者の郵便番号、住所、氏名を明記し、郵便切手354円分を貼付してください。

※ ④について、郵便料金が改定となった場合は、改定後の料金分の切手を貼ってください。

・出願資格(10)により，出願する場合

提出書類等	摘 要
① 出願資格認定申請書	ホームページ掲載の所定の様式を印刷の上，使用してください。
② 在学証明書	現在も在学中の者のみ，在学大学の学長（学部長）が発行したものを提出してください。 なお，本学大学院在学者は不要です。
③ 成績証明書	在学（出身）大学の学長（学部長）が発行したものを提出してください。
④ 研究業績調書及び 研究経過報告書	業績・研究等がある場合は，ホームページ掲載の所定の様式を印刷の上，詳細に記入してください。
⑤ 返信用封筒	市販の長形3号封筒に申請者の郵便番号，住所，氏名を明記し，郵便切手354円分を貼付してください。

※1 本出願資格で入学する者は，当該大学の学部を退学することになります。従って種々の国家資格等の受験資格で大学の学部を卒業することを要件としているものについては，受験資格が得られないこととなります。

※2 ⑤について，郵便料金が改定となった場合は，改定後の料金分の切手を貼ってください。

・出願資格(11)により，出願する場合

提出書類等	摘 要
① 出願資格認定申請書	ホームページ掲載の所定の様式を印刷の上，使用してください。
② 卒業（修了）証明書	最終出身学校長が発行したものとしします。短期大学又は高等専門学校 の専攻科等の修了者は，短期大学又は高等専門学校の卒業証明書と専攻科等の修了証明書を提出してください。
③ 成績証明書	最終出身学校長が発行したものとしします。短期大学又は高等専門 学校の専攻科等の修了者は，短期大学又は高等専門学校の成績証明書と専攻科等の成績証明書を提出してください。
④ 研究業績調書及び 研究経過報告書	学校等卒業（修了）後に医療機関，研究機関等における業績・研究等（短期大学又は高等専門学校の専攻科等の修了者は，専攻科等における業績，研究状況等を含む。）がある場合は，ホームページ掲載の所定の様式を印刷の上，詳細に記入してください。なお，論文又は研究発表等がある場合は，コピー又は別刷を添付してください。
⑤ 返信用封筒	市販の長形3号封筒に申請者の郵便番号，住所，氏名を明記し，郵便切手354円分を貼付してください。

※ ⑤について，郵便料金が改定となった場合は，改定後の料金分の切手を貼ってください。

4. 出願手続

(1) 出願期間

令和6年1月9日(火)～1月11日(木) 【必着】

(注1) 持参する場合の受付時間は、午前8時30分から午後5時までとします。

(注2) 出願に際しては、あらかじめ希望する研究テーマ等について確認を行うため、下記連絡先教員のいずれかに問い合わせのうえ、出願してください。

<問い合わせ先>

福祉学領域 大内 章嗣 ohuchi@dent.niigata-u.ac.jp (025) 227-0551

口腔保健学領域 葭原 明弘 akihiro@dent.niigata-u.ac.jp (025) 227-0906

(2) 出願書類等

入学志願者は、(2)の出願書類等を取りそろえ、(3)の出願書類等提出先に持参又は郵送(書留速達)により提出してください。持参する場合の受付時間は、午前8時30分から午後5時までとします。なお提出する際は、新潟大学歯学部・大学院医歯学総合研究科(歯学系)ホームページ(<https://www.dent.niigata-u.ac.jp>)から「出願書類提出用封筒宛名」をカラー印刷の上、必要事項を記入し、郵送する場合は市販の角形2号封筒(240mm×332mm)に貼付したものを使用し、出願期間内に必着となるように書留速達により郵送してください。

出願書類の所定の様式については、新潟大学歯学部・大学院医歯学総合研究科(歯学系)のホームページ(<https://www.dent.niigata-u.ac.jp>)に掲載されているので、各自で印刷して使用してください。

出 願 書 類 等	摘 要
① 入学志願票 受 験 票 写 真 票	ホームページ掲載の所定の様式を印刷の上、必要事項を記入し、顔写真(縦4cm×横3cm)及び「検定料納付証明書(新潟大学提出用)」を所定欄に貼付してください。(※取扱金融機関の収納印が押印されていることを必ず確認してください。)
② 検 定 料 (30,000円)	ホームページ掲載の所定の様式を印刷の上、必要事項を記入し、以下の点に留意のうえ、切り離さずに最寄りの金融機関(ゆうちょ銀行を除く。)に持参し、窓口で所定の検定料を振り込んでください。その際、必ず取扱金融機関収納印欄に押印を受けてください。 なお、振込手数料は、志願者本人の負担となります。 ① 依頼人氏名欄は、必ず志願者本人の氏名を記入してください。 ② 検定料の振込みは、令和6年1月4日(木)から1月11日(木)の期間内に必ず行ってください。(※土・日曜日・祝日の振込みはできません。) ③ ATM(現金自動預払機)での振込みはできません。

③ 検定料納付証明書 (新潟大学提出用)	金融機関から返却された「検定料納付証明書(新潟大学提出用)」を志願票の所定欄に貼付してください。※取扱金融機関の収納印が押印されていることを必ず確認してください。
④ 卒業証明書又は 卒業見込証明書	出身大学(学部)長が作成したものとします。 中途退学者は、退学証明書又は在学期間証明書を提出してください。 (本学歯学部卒業(見込み)者及び出願資格の確認を行った者は、提出する必要はありません。)
⑤ 返信用封筒	ホームページ掲載の「返信用封筒宛名」をカラー印刷の上、郵便番号、住所、氏名を記入し、市販の長形3号封筒(120mm×235mm)の表面に貼付したものに、郵便切手354円分を貼付して提出してください。
⑥ 宛名票	ホームページ掲載の様式を印刷の上、郵便番号、住所、氏名を記入し、提出してください。
⑦ 成績証明書	出身大学(学部)長が作成し厳封したものとします。 (本学歯学部卒業(見込み)者及び出願資格の確認を行った者は、提出する必要はありません。)
⑧ 志望理由書	ホームページ掲載の所定様式を印刷の上、必要事項を記入してください。
⑨ 研究計画書	
⑩ 受験承諾書	出願時に在職中の者は、ホームページ掲載の所定様式を印刷の上、 所属長の公印 で承諾されたものを提出してください。
⑪ 在留カードの写し 又はパスポートの写し	外国人出願者のみ必要です。在留カードの写し(表裏両面)を提出してください。ただし、渡日前等により提出できない場合はパスポートの写し(氏名等が掲載されているページ)を提出してください。
⑫ 学位授与証明書	大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者のみ提出してください。
⑬ 短期大学又は高等専門学校の専攻科の修了(見込み)証明書及び学士の学位授与申請書の受理証明書(又は学士の学位授与を大学改革支援・学位授与機構に申請予定である旨の証明書)	大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与される見込みの者は、提出してください。(3ページの「2.出願資格」(2)の、授与される見込みの者) 専攻科の修了(見込み)証明書及び学位授与申請予定である旨の証明書は、出身(在籍)短期大学長又は高等専門学校長が作成したものを提出してください。 学位授与申請書の受理証明書は、大学改革支援・学位授与機構が証明したものを提出してください。
⑭ 戸籍抄本等の写し(該当者のみ)	最終出身学校を卒業・修了等の後に改姓をされた場合は、戸籍抄本等改姓の事実が証明できるものの写しを提出してください。

(注1) 出願書類等提出後は、記載事項の変更は認めません。

(注2) 出願書類⑩の承諾書の印は、個人印・社印ではなく、社長・支店長等の、職を表す印に限ります。

(注3) ⑤について、郵便料金が改定となった場合は、改定後の料金分の切手を貼ってください。

(3) 出願書類提出先

〒951-8514 新潟市中央区学校町通2番町5274番地
新潟大学歯学部学務係
電話 025-227-2798・2799

5. 選抜方法

入学者の選抜は、学力検査（筆記試験・口述試験）及び出願書類により行います。

(1) 一般選抜

試験期日	時間	試験内容	試験場
令和6年2月7日(水)	13:00～	外国語（英語）	新潟大学歯学部
	14:30		
	15:00～	口述試験	

(注) 外国語（英語）については、本専攻の履修に必要な基本的英文読解力を問うものです。

紙媒体の英和辞書のみ持ち込み可とします。

口述試験については、本専攻の関連分野についての知識を問うものです。

(2) 社会人特別選抜

試験期日	時間	試験内容	試験場
令和6年2月7日(水)	13:00～ 15:00	口述試験	新潟大学歯学部

(注) 口述試験については、本専攻の関連分野についての知識を問うとともに、外国語（英語）の学力も試験します。

6. 合格者の発表及び入学手続

(1) 合格者の発表

令和6年3月8日(金) 午前10時

上記日時に合格者の受験番号を新潟大学歯学部・大学院医歯学総合研究科（歯学系）のホームページ (<https://www.dent.niigata-u.ac.jp>) にて発表します。

また、発表と同時に、合格者には郵送により合格通知書等を送付します。

なお、合否に関しての電話等による問い合わせには、一切応じません。

(2) 入学手続

入学手続の概要は、次のとおりです。詳細については、合格者に別途通知します。

① 入学手続期間

令和6年3月14日(木)～3月18日(月) 【必着】

②入学に要する経費

入学料 282,000 円〔予定額〕

(注) 入学料免除希望者は、入学手続き時に入学料を納付しないでください。

7. 授業料

年額 535,800 円 (前期分 267,900 円, 後期分 267,900 円)〔予定額〕

(注1) 授業料は、入学後、口座引き落としにより納付していただく予定です。

(注2) 授業料の納付方法の詳細については、合格者に別途通知します。

(注3) 在学中に授業料改定が行われた場合には、改定時から新授業料が適用されます。

8. その他

(1) 出願書類等提出後は、記載事項の変更は認めません。

(2) 既納の検定料及び提出された出願書類等は返還しません。

ただし、検定料振込み後、出願期間内に出願書類等を提出しなかった場合は、当該検定料(30,000円)を返還します。検定料の返還については、下記をご参照ください。

<https://www.niigata-u.ac.jp/admissions/return-fee/>

(新潟大学ホームページ→入試情報→納付済検定料返還手続)

なお、返還対象となった日から5年以内に返還の申し出がない場合は、返還請求を辞退したものとさせていただきます。

II. 新潟大学大学院医歯学総合研究科口腔生命福祉学専攻（博士前期課程）入学案内

1. 履修方法及び学位授与

共通基礎必修科目から 10 単位，専門選択科目から 20 単位以上修得しなければなりません。本研究科に 2 年以上在学して，所定の単位を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上で，学位論文の審査及び最終試験に合格した者に修士（口腔保健福祉学）の学位を授与します。

2. 入学料免除等

入学する学生で下記のいずれかに該当し，入学手続期間内に所定の申請を行った者について，選考の上，入学料の全額又は半額を免除する制度があります。

また，入学料徴収猶予（延納）の制度もあります。

- (1) 経済的理由により，入学料の納付が著しく困難であり，かつ，学業優秀と認められる者
- (2) 入学前 1 年以内において，本学に入学する者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という）が死亡し，または本学に入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより，入学料の納付が著しく困難であると認められる者
- (3) 上記に準ずる場合であって，相当の事由があると認められる者

3. 授業料免除等

下記のいずれかに該当する者のうち，入学後，所定の期間内に申請を行った者について，選考の上，各期ごとに授業料の全額又は半額を免除する制度があります。

また，授業料徴収猶予（延納又は月割分納）の制度もあります。

- (1) 経済的理由により納付が困難であり，かつ，学業優秀と認められる場合
- (2) 授業料の当該期の納期前 6 ヶ月以内（新入学者に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は，入学前 1 年以内）又は納期中に，学資負担者が死亡し，又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け，納付が著しく困難であると認められる場合
- (3) 上記に準ずる場合であって，学長が相当と認める事由がある場合

4. 奨学金制度

日本学生支援機構には，学業・人物ともに優れた学生で経済的理由のため就学困難であると認められる者に対し，奨学金を貸与する制度があります。その貸与月額は，下記のとおりです。

この奨学金は，本人の申請に基づき，学業成績，研究能力及び経済的事情を審査し，選考の上，適格者を日本学生支援機構に推薦し，決定されるものです。

貸与月額（令和 5 年度の場合）

第一種（利息の無いタイプ） 50,000 円，88,000 円から選択

第二種（利息が付くタイプ） 5 万円，8 万円，10 万円，13 万円，15 万円から選択

5. 教育方法の特例〔大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第14条に定める教育方法の特例〕による教育について

医療・保健・福祉施設，教育研究機関，官公庁，企業等において活躍中の社会人が本研究科で学ぶ場合，2年間完全に勤務を離れ学業に専念することになりますが，このような就学条件を満たすことは一般的に難しいことです。

そこで，このような社会人学生に対しては，大学院設置基準第14条の「大学院の課程においては，教育上特別の必要があると認められる場合には，夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。」の規定に基づき，教育方法の特例を実施します。

この特例により，学生は，それぞれの研究テーマに応じ，指導教員と協議の上，通常の授業形態のほか，夜間講義や週末又は夏期等の休業期間における集中講義等による単位修得の便宜を受けて研究を継続させ，修士論文を作成することができます。

6. 長期にわたる教育課程の履修について

この制度は，学生が職業を有しているなどの理由により，標準修業年限（2年）を超えて3年又は4年にわたり計画的に教育課程を履修し，修了することができる制度です。

なお，申請が認められた場合の授業料については，学生の負担軽減を図る観点から，標準修業年限の授業料総額を希望する在学年限で分割して納めることとなります。

7. 入学者選抜に用いた個人情報の取扱い

- (1) 出願に当たってお知らせいただいた氏名，住所その他の個人情報については，①入学者選抜（出願処理，選抜実施），②合格発表，③入学者選抜方法等における調査・研究，分析及び④これらに付随する業務を行うために利用します。
- (2) 入学者選抜に用いた試験成績の個人情報は，入学者選抜方法等における調査・研究，分析を行うために利用します。
- (3) 出願に当たってお知らせいただいた個人情報及び入試成績は，合格者のみ入学手続関係（入学料，授業料等），教務関係（学籍，修学指導等），学生支援関係（健康管理，奨学金申請等）に関する業務を行うために利用します。

なお，個人情報のうち，合格者の氏名及び住所については，本学の同窓会及び後援会からの連絡を行うために利用する場合があります。

Ⅲ. 授業科目の概要

科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	
共通基礎必修科目 (10単位)	口腔保健福祉学研究論Ⅰ	「食べること」を基点とした口腔保健全般に渡る基礎的な知識および現状と動向について、最新の研究成果やトピックも交えながら講義する。また、口腔保健・医療福祉分野における研究・調査手法や分析法など、研究を遂行するにあたって必要となる基本知識を体系的なコースワークにより学修する。 (オムニバス方式/全15回)	
	口腔保健福祉学研究論Ⅱ	「食べること」を基点とした口腔保健・医療福祉全般に渡る基礎的な知識および現状と動向について、最新の研究成果やトピックも交えながら講義する。また、口腔保健・医療福祉分野における研究・調査手法や分析法など、研究を遂行するにあたって必要となる基本知識を体系的なコースワークにより学修する。 (オムニバス方式/全15回)	
	生命医療科学総論	口腔の健康と全身の健康の関係、全身管理に必要な基本知識および生命医療倫理を含め、生命医療科学を取り巻く背景、現状と課題、今後の動向について、最新の研究成果などを踏まえながらオムニバス形式で講義あるいはレポート課題を課する。 (オムニバス方式/全15回)	
	医療福祉援助学総論	口腔保健・医療福祉援助を行ううえで必要となる関連諸制度に関する講義を行うとともに、対象者のアセスメントや直接援助技術、間接援助技術などの専門援助技術の基本的内容について演習を交えた授業を行う。 (オムニバス方式/全15回)	
	専門英文読解	口腔保健福祉分野に関連した英語論文を題材に、個別的なコースワークにより専門用語・表現を中心に英語論文読解力の習熟を図る。	
専門選択科目 (20単位)	口腔保健推進学系	一般口腔保健管理学Ⅰ	広く一般人を対象としたう蝕、歯周病などの口腔疾患の予防・治療・リハビリテーションに関する最新の知識・技術を教授するとともに、う蝕、歯周病を中心とした口腔疾患の予防管理に関連する最新の研究成果を交えて当該分野における研究デザイン、解析技法等について教授する。
		一般口腔保健管理学Ⅱ	歯周病・う蝕を中心とした口腔疾患の予防管理に関して、その病因およびリスクファクターの分析、予防管理法とその効果の評価について、医歯学総合病院等において実習を行う。
		特殊口腔保健管理学Ⅰ	障害児・者、高齢者、有病者、要介護者等における口腔疾患の特性およびその予防・治療・リハビリテーションに関する知識・技術を教授する。
		特殊口腔保健管理学Ⅱ	代表的な口腔外科疾患について、その病因・病態と治療に関して、口腔外科外来・病棟での患者診療を通して、症例に基づいて学習する。また、全身疾患を有する患者の歯科治療ならびに患者管理・指導について実習を行う。
		摂食嚥下機能評価支援学	摂食嚥下障害の評価法、訓練法についてより専門的な講義を行うとともに、摂食嚥下障害に関連する研究成果を交えて当該分野における研究デザイン、解析技法等について解説するとともに、医歯学総合病院等における摂食嚥下障害者の評価・管理法に関する実習を行う。

専門選択科目	口腔保健推進学系	口腔保健の疫学と統計	口腔保健に関連した疫学研究について理解し実践できるようになるため、そのデザイン、対象の設定、それに対応した統計学的な解析方法について講義と演習を行う。
		口腔健康教育入門	健康教育について、行動科学の理論やモデル、行動変容、自己効力感に関して最近の研究やトピックスを交えて学習する。健康教育としての口腔保健活動を行うために、口腔保健行動や行動変容の支援等についての検討を行う。
		地域歯科保健活動	生活習慣病と歯科疾患の関係について疫学的な視点から整理する。また、ポピュレーションストラテジとハイリスクストラテジの違いを理解し、さらに、都道府県や市町村で実際に実施されている各ライフステージごとの地域歯科保健活動を評価しながら、あるべき姿について検討を加える。
		口腔保健活動展開論	医療・行政・地域・教育等様々な分野（領域）において、歯科衛生士として社会のニーズに対応した口腔保健活動を実践するために、口腔保健活動の質（リスクマネジメントを含む）およびその効果・効率の評価と臨床実践能力を構築するための理論について学び、現状における課題を明らかにするとともに、口腔保健活動の実践に繋げる。
		口腔保健推進学特別研究	他の専門必修科目の習得を進めるなかで、口腔保健学に関する研究テーマを設定し、関連文献の調査、研究計画・研究手法の設定、分析法等の指導を段階的に行いながら、研究フィールドに応じた実践研究を通じて、得られた研究結果を分析・考察し、その成果を発表するとともに、最終的に修士論文を完成させる。
医療福祉援助学系	保健福祉計画演習	保健医療福祉の分野における各種計画の社会的背景や意味を確認したうえで、各自治体が策定・公表している各種計画の内容及び策定・実施・評価の各段階についての分析を行うとともに、人口構造、疾病構造などその自治体が置かれている基礎的な条件を踏まえ、各自治体に固有な課題を抽出し、具体的な改善の方向性などについて検討を行う。	
	口腔保健医療福祉援助論	口腔保健医療とそれに関連する福祉を横断的に理解するため、スペシャルニーズのある患者の口腔保健医療と福祉の実際に基づき総合的に学習するとともに、文献や資料を通して口腔保健医療福祉に関する個別の課題について検討する。	
	口腔保健医療福祉制度	行政機関・各種団体からの統計調査や報告書を題材に、保健医療福祉制度の現状・課題について学習するとともに、各保健医療福祉施策における口腔保健医療福祉活動の位置づけおよび今後の在り方について検討を行う。	
	医療福祉援助技術論	要介護高齢者および施設入所障害児（者）を対象とした口腔保健医療福祉活動の実際について、学外施設における実習を行い、そこで行われているアセスメント・援助技法について評価・検討を行う。	
	口腔医療福祉政策学	医療政策と福祉政策の連携構築に必要な事項について行政・従事者・利用者等様々な視点からの講義・演習を行うとともに、「食べる」という口腔領域における基本的事項について各種制度、他領域での研究を探索し演習を行う。	
	地域福祉活動	地域福祉をめぐる政策・制度が常に変化し続けている中で、インタープロフェッショナルワークを担う高度専門職業従事者に必要な「地域社会・コミュニティ」の概念と理論、「地域福祉の主体・対象」の現状と課題そして「地域福祉の実践」の理論と方向性について演習形式を中心として学んでいく。	
	医療福祉援助学特別研究	他の専門必修科目の習得を進めるなかで、口腔医療福祉学に関する研究テーマを設定し、関連文献の調査、研究計画・研究手法の設定、分析法等の指導を段階的に行いながら、研究フィールドに応じた実践研究を通じて、得られた研究結果を分析・考察し、その成果を発表するとともに、最終的に修士論文を完成させる。	